# 居宅介護(介護予防)福祉用具購入費の支給申請について

糸魚川市福祉事務所

## ○制度の概要

要介護(要支援)認定を受けている被保険者(以下「被保険者」という。)が、入浴や排泄などに使用する下記の特定福祉用具を指定特定福祉用具販売事業所で購入する際、同一年度(4月1日から翌年3月31日まで)で10万円までの費用を限度として、その購入費の9割、8割または7割相当額を支給します。同一年度内に同一種目の福祉用具購入費の支給は1回限りです。

ただし、すでに購入した特定福祉用具の破損や、被保険者の介護の必要の程度が著しく高くなった場合は、同一種目であっても対象となります。なお、病院や施設等に入院又は入所中の方は申請できませんので注意してください。

## 〇保険給付対象となる福祉用具

- 1 腰掛便座(次のいずれかに該当するものに限る。)
  - ① 和式便座の上に置いて腰掛式に変換するもの
  - ② 洋式便座の上に置いて高さを補うもの
  - ③ 電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの
  - ④ 便座、バケツ等からなり、移動可能である便器(居室において利用可能であるものに限る。)

# 2 特殊尿器

- **3 入浴補助用具**(次のいずれかに該当するものに限る。)
  - ① 入浴用いす ② 浴槽用手すり ③ 浴槽内いす ④ 入浴台 ⑤ 浴室内すのこ
  - ⑥ 浴槽内すのこ ⑦ 入浴用介助ベルト
- 4 簡易浴槽
- 5 移動用リフトのつり具の部分

## 〇申請方法

<償還払>と<受領委任払>の2通りの申請方法があります。

## <償還払>

被保険者が、一旦、購入費用の全額を指定特定福祉用具販売事業所に支払い、市に申請書類を提出した後、購入費用の9割(限度額9万円)、8割(限度額8万円)または7割(限度額7割)相当額を被保険者の口座に振り込みます。

## <受領委任払>

被保険者が指定特定福祉用具販売事業所に購入費用の1割、2割または3割を支払うことで福祉用具を購入できる制度です。購入費用の残りの9割、8割または7割相当額は、申請により、市から指定特定福祉用具販売事業者に直接支払います。

- ※以下のいずれかに該当する人は、受領委任払いを利用することができません。
  - ① 保険料の滞納を原因とした給付制限を受けている人
  - ② 要介護認定の申請中(新規申請、変更申請等)であるため、要介護度が決定していない人
  - ③ 入院又は入所中の人

# ○申請の流れ

# ≪償還払≫

# ケアマネジャー等に相談 用具の購入 ・指定特定福祉用具販売事業者で用具を購入 (10割支払) 支給申請 〈提出する書類〉 ・居宅介護(介護予防)福祉用具購入費支給 申請書 ・領収書(宛名は被保険者本人) ・福祉用具のパンフレット等 ・ケアマネジャー等作成の理由書 【福祉用具購入費の支給 ・[申請者へ]支給決定(又は不支給)の通知 →福祉用具購入費(販売費用の9割、8割ま たは7割の額)を支給

# ≪受領委任払≫

# ケアマネジャー等に相談

## 用具の購入

指定特定福祉用具販売事業者で用具を購入 (利用者負担額1割、2割または3割を支

# 払)支給申請

<提出する書類>

- 居宅介護(介護予防)福祉用具購入費支給申請書(受領委任用)
- ・1割、2割または3割を負担した領収書(宛 名は被保険者本人で、本来額を記載)
- ・福祉用具のパンフレット等
- ケアマネジャー等作成の理由書

## 福祉用具購入費の支給

- [申請者へ]支給決定(又は不支給)の通知
- ・[販売事業者へ]支払の連絡
- →福祉用具購入費(販売費用の9割、8割ま たは3割の額)を支給

## くお問い合わせ先>

## 糸魚川市 市民部福祉事務所 介護保険係

〒941-8501 新潟県糸魚川市一の宮1丁目2番5号 **☎**025-552-1511 Fax.025-552-8250